

## 「塩尻市週休2日工事」Q&A

Q1 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A1 原則として土・日曜日を休日として確保し、現場閉所とすることとします。ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者と協議して振替日を設定することができます。

Q2 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所日として認められますか。

A2 降雨、降雪等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所として扱います。

Q3 週休2日の確保を理由に、工期延伸は認められますか。

A3 週休2日の確保を理由にした工期延伸は認められません。ただし、次の場合は、必要に応じて発注者と協議してください。  
・受発注者間で、協議した工事工程の条件に変更が生じた場合  
・著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合  
・工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合  
・その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

Q4 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A4 週休2日相当の場合は、休工すれば休工日の実績とすることができます。

Q5 直接工事費及び間接工事費の補正額は、取組状況により変わりますか。

A5 週休2日の取組実績に応じて、補正いたします。なお、補正率等は長野県週休2日実施要領に準じます。

Q6 夜間工事における施工日はどうなるのか。

A6 着手した日を施工日として計上してください。

Q7 休日の確認はどのように行うのか。

A7 発注者が、着工前に施工計画書により現場閉所日を確認し、完了後、工事記録により現場閉所の実施状況を確認する。

Q8 現場閉所日に、現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検を行っても、「休日」として計上できるのか。

A8 現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検については、保守点検等の現場管理上必要な作業であるため、「休日」扱いとします。

Q9 工事後半にまとめて休日とし、週休2日相当を確保してもよいか。

A9 対象期間(工事着手日からしゅん工届日まで)のうち2/7(28.5%)以上の休日が確保されれば週休2日相当と認められます。ただし、本制度の趣旨を理解し、休日取得の平準化に努めてください。

Q10 工事成績評定の評価はどのように行うのか。

A10 検査立会者が、「工程管理」、「週休2日への取組み」、「地域への貢献等」において評価します。